

香美市 物部地区 概要

●高齢者生活福祉センターこづみ

- ・ デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所
- ・ ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所
- ・ 生活支援ハウスこづみ



社会福祉法人 土佐香美福祉会

● デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

- ① 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・ケアマネジメント計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。

事業内容

- ① 利用定員 15人
- ② 種類 地域密着型通所介護
- ③ 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）
※日曜日、年末年始（12/31～1/3）は休業
営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前10時00分～午後4時05分

通所介護の内容

<共通サービス>

- ① 排泄、食事の介助
- ② 居宅と事業所間の送迎サービス
- ③ 通所介護施設における入浴介助サービス
- ④ 日常生活上の援助
- ⑤ 相談、助言等に関すること

<選択サービス>

- 指定通所介護
- 入浴介助

通常の事業の実施地域

香美市



湖水祭りの灯籠作り

日 課

時間	地域密着型通所介護	介護予防・日常生活支援
8:30	迎 え	
10:00	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム(お茶・交流・休養) 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練	くつろぎタイム(お茶・交流・休養) 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練
15:00	おやつ	
15:30	社会交流、排泄介助 集団体操	社会交流、排泄介助 集団体操
16:05	送 り	

年間行事計画

令和 5年	4月	創作活動 さくら作り
	5月	創作活動 紫陽花作り
	6月	大栃小学校交流会
	7月	大栃保育園七夕交流会
	8月	湖水祭り
	9月	敬老会
	10月	大栃中学校交流会
	11月	物部地区文化展作品出展
	12月	大栃保育園クリスマス交流会 忘年会
令和 6年	1月	福笑い
	2月	鬼倒し(節分行事)
	3月	創作活動 おひな様作り

※その他の行事として物部地区文化展に作品を出展します。また毎月の行事として、お誕生日会、喫茶なかまの広場、季節のお楽しみ弁当を提供します。

職員体制

令和5年7月1日現在

職 種	人 数	人 数 (名)		計 (名)	備 考
		常 勤	非常勤		
管 理 者 兼 生 活 相 談 員	1	1		1	
生 活 相 談 員 兼 介 護 職 員	3	3		3	
介 護 職 員	2			2	(ヘルパー兼務2名)
看 護 職 員 兼 機 能 訓 練 指 導 員			2	2	
看 護 職 員 兼 機 能 訓 練 指 導 員 兼 介 護 職 員			1	1	
合 計	6	6	3	9	

利用料金

(介護報酬／1日当たり) ※地域密着型通所介護費 (小規模型・6時間以上7時間未満)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1,298円	1,420円	1,544円	1,667円	1,790円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(I)(22円)を含んだ介護報酬の1割分+食事代金(おやつ込み)600円の合計です。

※選択的サービスとして、入浴(40円/日)を行った場合は上記金額に加算されます。

※通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算5.9%・特定処遇改善加算1.2%・ベースアップ等支援加算1.1%が加算されます。(食事代金は含まない)

(第1号通所事業／1ヶ月当たり)

	要支援1	要支援2
自己負担額	1,760円	3,604円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(I)(要支援1:88円/月・要支援2:176円/月)を含んだ介護報酬額の1割分で月単位です。(食事代金600円/食は別です)

※通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算5.9%・特定処遇改善加算1.2%・ベースアップ等支援加算1.1%が加算されます。(食事代金は含まない)



鬼倒し (節分行事)

●ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(日常生活支援総合事業)

介護予防ケアマネジメント計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り、要介護状態となることを予防します。

(障害福祉サービス居宅介護事業)

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行います。

(関係機関の連携)

訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、日常生活支援、その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者及び香美市との密接な連携を図りながら、総合的効果的なサービスの提供に努める。

営業日及び営業時間

受付対応日及び時間 月曜日から金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後5時30分
訪問日及び訪問時間 月曜日から日曜日（祝日含む） 午前6時00分～午後10時00分
※年末年始（12/31～1/3）は休業

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

①身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭・洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬管理、通院等介助等

②生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の入れ替え等

職員体制

令和5年7月1日現在

職種	人数		計(名)	備考
	常勤	非常勤		
管理者 兼サービス提供責任者	1		1	
訪問介護員 (介護福祉士)	2		2	
(2級ヘルパー)		(3)	(3)	
合計	3		3	

利用料金 (介護報酬額の一割分)

<訪問介護費>

(1) 身体介護

所要時間20分未満	167円/回
所要時間20分以上30分未満	250円/回
所要時間30分以上1時間未満	396円/回
所要時間1時間以上1時間30分未満	579円/回
所要時間1時間30分以上(30分増すごとに)	84円/回

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

(2) 生活援助が中心である場合

所要時間20分以上45分未満	183円/回
所要時間45分以上	225円/回

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

※早朝・夜間の場合

早朝 午前6:00～午前 8:00

夜間 午後6:00～午後10:00

上記の時間帯に派遣した場合は、上記金額に25%加算

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

<介護予防・日常生活支援総合事業費>

介護予防ケアマネジメント計画において

週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・要支援2)	1,176円/月
週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・要支援2)	2,349円/月
週2回を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3,727円/月

<加算>

- (1) 特別地域加算：特別地域加算対象区域 利用料の15%
- (2) 初回加算：サービス提供責任者が初回訪問実施または同行訪問
200円/月 (介護給付・総合事業)
- (3) 緊急時訪問介護加算：緊急要請でケアマネジャーと連携して計画外の訪問を実施
100円/回 (介護給付のみ)
- (4) 介護職員処遇改善加算：介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に13.7%加算 (介護給付・総合事業)
- (5) 介護職員等特定処遇改善加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に4.2%加算 (介護給付・総合事業)
- (5) 介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位数に2.4%加算

<減算>

- (1) 訪問介護同一建物減算1：同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数の10%減算

●生活支援ハウスこづみ(居住部門)

事業方針

高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供し、安心して生活を送れるように支援します。

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

- ①必要に応じ住居を提供すること。
- ②居住施設利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。
- ③居住利用者が在宅福祉サービスを必要とする場合の利用手続き援助等に関すること。
- ④居住利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行うこと。

職員体制

令和5年7月1日現在

職 種	人 数	人 数 (名)			計 (名)
		常 勤	非 常 勤	兼 務	
管 理 者 兼 生 活 援 助 員		1			1
合 計		1			1

利用者及び入所判定基準

- ①香美市に住所を有し、原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。
- ②希望者からの入居申請書の提出があった時は、必ずこれを受付、地域ケア会議を開催して、事業目的達成に照らし申請理由が適正であって、理由となった状況及び状態が正確であるか等を判断し、入居についての判定を行う。
- ③居住施設利用者でやむを得ない理由により利用期間を延長しようとするときは、居住施設利用期間延長申請書により市長の承認を受けなければならない。

定 員 10室(内夫婦部屋2室) 12名



支援ハウス居室

利用料金

居住施設事業利用料(月額)

対象収入による階層区分		利用料
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

※利用要件等

- (1) 利用に伴う光熱水費については、利用者負担とする。
- (2) 日割り計算の利用料算出方法
利用者が負担すべき1ヶ月の利用料×(利用日数/30)
但し、10円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 自力で食事の確保ができること。

防災訓練計画

- (1) 年3回(6月・10月・2月)総合防災訓練(日中地震・火災)をデイサービスセンターこづみ、香美市立大柵診療所及び香美市消防香北分署との合同訓練を実施していく。
- (2) 各給湯設備、電気設備等については定期的な点検を行い、安全確認を行っていく。
- (3) 喫煙場所(施設内禁煙)と喫煙マナーについて指導を行っていく。



支援ハウス廊下